

公益財団法人公益法人協会 第16回評議員会議事録

- 1 開催された日時 平成28年3月8日(火) 14時～16時10分
- 2 開催された場所 「如水会館」コンファレンスルーム
- 3 評議員総数及び定足数
総数 27名、定足数 14名
- 4 出席評議員数 21名
(出席) 秋山孝二、石山 勉、伊藤道雄、今井 渉、大貫正男、黒田かをり、小西恵一郎、
 笹部俊雄、高橋 洋、高橋陽子、谷井 浩、茶野順子、鶴見和雄、徳川義崇、
 轟木洋子、中野佳代子、振角秀行、宮崎幸雄、茂木義三郎、山本雅貴、
 吉井實行
 (注) 笹部評議員は14時7分、第1号議案説明時に着席。
(欠席) 伊藤博士、大西健丞、小方 泰、渋沢雅英、野村 萬、深尾昌峰
(監事出席) 谷村 啓
(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事
(議案説明及び報告) 太田理事長、金沢専務理事、鈴木専務理事

5 議 題

決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

第2号議案『平成28年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

報告事項

- (1) 第34回理事会のその他決議事項
- (2) 28年度税制改正と要望事項
- (3) 社会福祉法人の運営に係る東京都委託事業
- (4) JWL I 国際会議業務受託に関する契約
- (5) 「(一財)非営利組織評価センター」の設立等
- (6) CAPS委託事業『The Silver Lining (さわやか福祉財団)』
- (7) 東アジア市民フォーラム事務局の引受
- (8) 日本ライフ協会、日本ポニーベースボール協会に対する内閣府認定取消勧告
- (9) 平成26年度決算過誤に係る処分
- (10) 平成26年度剰余金の特定費用準備資金積立て
- (11) 平成27年度入退会の状況
- (12) その他報告

6 会議の概要

- (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事より、評議員総数27名中20名が出席(他1名はその後到着)、6名欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数14名以上の出席を充足しているこ

とを確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、高橋 洋、茶野順子の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案『平成28年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

議長の求めに応じて太田理事長から、平成28年度事業計画案について説明があった。説明によると、公1 普及啓発事業として①フィッシュ・ファミリー財団(略称FFF)シンポジウム、東アジア市民社会フォーラムの開催、今春設立の非営利組織評価センターの提携等により、国内外の非営利組織との連携事業を進める他、②ニーズにマッチした書籍のタイムリーな出版、③N O P O D A Sの拡充、④インターナーシップの充実(対象校の拡大等学生の時期から非営利組織に対する関心を深めてもらう、大学側へオープンカレッジの働きかけ)。公2 能力開発・支援事業として、①スカイプ方式を用いた地方相談室の拡充、②ピア・ラーニング方式を新たに取り入れ、また、東京都から協力依頼を受ける社会福祉法人の運営に係るセミナーなど。公3 調査研究・提言事業としては、①日本N P Oセンターとの非営利法人選択動向に関する共同調査、判例等研究会の継続、②公益信託法の抜本改正、③ストック寄付税制の研究、④提言活動として収支相償等の改善運動の継続などを行う。また、法人管理では魅力ある会員サービスの企画と、財務体質の改善等を行う。現在、当協会は年間の公益目的事業費約2億円のわずか25%(約5,000万円)しか純資産がない。これではあまりにも財政基盤が脆弱であり、せめて10年後には50%(1億円)まで増やすため、中期経営計画に沿い、年間500万円ずつの黒字を何としてでも達成したい、とのことであった。

続いて金沢専務理事から、27年度の財務状況の説明とともに、平成28年度収支予算案について説明があった。説明によるとまず、現在の資金繰りは2、3年前よりかなり改善しており、27年度も収支は数百万円程度の利益の見込みである。一方、会員も年間ではプラスを想定しているが出入りは激しい。また、事業収益をみると、出版事業は徐々に売上げが低下している。セミナー事業は、マイナンバー制度テーマの開始と参加費の消費税を外税方式にしたことで過去最大の売上げを得た。機関誌の協賛広告収益も予算額を確保している。今後の課題は、採算性の一層の重視、費用の見直しによる支出の一層の抑制であり、それをもとに28年度予算案を作成した。また、会員に関しては、社内システムの改善により会員履歴を把握して会員とのアクセス強化を図り、「サブレントカスタマー」ゼロを目指す。次に、資金調達及び設備投資の見込みについて説明があった。

以上の説明に対して、下記の意見及び質疑応答があった。

(小西評議員) 収支予算書案において、平成28年度予算、同27年度予算、27年度見込欄の当期指定正味財産増減額と指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高の数字が間違っているので、訂正すべきである。必要であれば、理事会に差し戻して、予算書の修正を決

議の省略の方法で行うことになると思う。昨年6月の定時評議員会でも、財産目録や附属明細書の重要科目的数字の間違いを指摘したところだが、改善されていない。予算書の作成にも十分精査してから提案するよう金沢事務局長に再度厳しく注意した。

(徳川評議員) 収支予算書案に関しては一見すると、今の指摘のように指定正味財産の残高に相違があるように思える。数字の転記違いとは思えないで、別途説明をお願いしたい。

(太田理事長) 数値は改めて確認し、何らかの形で必要な修正を行うこととした。

(高橋議長) 数字に相違があるのならば、理事会に差し戻すか、修正と報告をどうするか、執行部にご検討いただきたい。ご指摘は、真摯に受け止めた。

(石山評議員) 予算は3月に立てるが、事業年度は4月～3月、3月末の段階では見込みで入る数字となる。例えば私の財団の場合では、基本財産の大部分は株式であり、経常収益の受取配当金は予想数値で見込むが、期末時点の株式評価額の正確な予想はできないため、予算の段階では指定正味財産増減の部における基本財産評価損益の数値は見込まないこととしている。4月以降、3月の決算が確定した段階で、予算の修正を行うべきかどうかという疑問はある。今回のこととは数字建てだけみれば違うが、大きな意味はなく、問題はないと思う。

(鶴見評議員) 事業計画書と収支予算書の関連についてお聞きしたい。例えば、公益目的事業1の普及啓発事業では、収支予算書の事業収益ではどこを見たらよいか。海外・国内連携事業では、収益としてどのようなものが生まれるのか。Fish Family Foundationに係る事業は受託事業なのか、単体では黒字になるのかどうか。

(太田理事長) 米国財團法人である、FFF関係の事業は、ご指摘のとおり受託事業である。全体では受託により11万3千ドルほどの予算があり、そのうち3万5千ドル相当は当協会への委託料であり、残りの金額は会場費、通訳費、旅費などの実費相当額である。多少の黒字にはなる見込みである。

(鶴見評議員) 28年度は海外連携事業が多く、非常にハイライトされていると思うが、理由はあるのか。

(太田理事長) 海外連携事業では、昨年も中国関係の連携事業が何件かあり、また、インディペンデントセクタ一年次大会での公法協主催セッションなど、27年度もかなりの事業を行っているので、28年度に突出して、海外連携事業を増やしているということではない。審議の結果、収支予算書の一部修正の条件付きで、原案を出席評議員全員一致で可決した。

○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

(1) 第34回理事会のその他決議事項(太田理事長)

① 「『東日本大震災草の根支援組織応援基金』第四次配分団体の決定及び当協会寄付金額の承認」の件

報告によると、この1月13日・14日に職員2名を派遣し宮城、福島で現地視察を行い、1月27日～2月18日の募集期間に56件の応募があった。3月2日に配分委員会を開催、各団体の申請内容に関してはきめ細かい評価を元に審査し、その結果、13件につき498万2,089円の配分を行うこととなった。また、当協会からは50万円を上限に寄付を行うが、今回は配分額

のうち38万5,611円の寄付を行い、事務管理費としては27年度に配分する1,312万1,406円の10%以内として、130万円を充当する。また、本基金の助成は被災地団体のニーズがまだまだあることから、今後も粘り強く継続したい、とのことであった。

② 「特別寄附金の受領に係る承認」の件

報告によると、小西評議員が代表を務める「TBRビルテナントの借家権を守る会」より、「その全額を公益目的事業1に使用し、現金にて管理運用すること」との使途の指定がされた41万2,345円の特別寄附金に係る申込みがあった。当協会「寄附金等取扱規程」では特別寄附金に係る規定として「寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない」(第8条第2項)とされているので、その受領について理事会に諮り承認を得た、とのことであった。

③ 「『会員に関する規程』の改定」の件

報告によると、今回の改定案は当協会の主要な会員区分である「普通会員」に社会福祉法人、更生保護法人及び特定非営利活動法人の三法人類型を加えるものである。従来、これらの法人は「特別会員」区分であったので年会費は84,000円であったが、「普通会員」区分に移すことで会費の負担は72,000円に低減されることから、入会の促進を図る。また、このうち社会福祉法人に関しては、東京都の福祉保健局から当協会に対して、平成28年度社会福祉法の改正による所管社会福祉法人の経営組織ガバナンス強化、事業運営の透明化を図るための統一会計基準の実施に係る研修テキストの作成及び大規模セミナー開催に係る特命要請がされる予定である。詳細は別項で報告するが、社福法改正による機関設計は一般法人法、公益認定法を敷衍しており、ほぼ共通しているとのことであった。

④ 「平成28年度役員報酬」

4月からの役員報酬は、昨年6月の臨時理事会に諮った金額を28年度も据え置くことにつき承認を受けた、との報告があった。

⑤ 「顧問の選任」

現顧問の石村耕治氏、能見善久氏の2名の再任及び新たに岡本仁宏氏（関西学院大学法学部教授）の新任について決議を受けたことの報告があった。

⑥ 「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

平成27年度の事業報告等、計算書類等の承認に係る定時評議員会は、6月29日(水)15時より、如水会館にて開催することが決議されたとの報告があった。

同報告に対して、次のとおり意見及び質疑応答があった。

(鶴見評議員) 第2号議案の応援基金について。選定基準により評価A、B、Cとあるが、大震災後、団体活動も経年変化していると思う。基準の見直しは行っているのか。また、各団体からの結果報告は、ホームページで公開しているのか。一件当たり数十万円とはいえ、配分した助成金がどのように使われたのか、人件費についてもご説明をお願いしたい。

(金沢専務理事) 本応援基金の主旨の陳腐性について確認するためにも、職員2名を現地に派遣し、宮城県と福島県の中間支援組織他と現地事情の意見交換を実施し、併せて募集説明を行った。対象団体の人件費にも配分を可とするというのは、当初からの本基

金の基本的なあり方であり、草の根の特徴でもあるが、その分、申請書の内容は配分委員会とその事務局において、厳しい目(一件を4名の目)で精査するようにしている。前回の配分決定先と金額等はホームページの他、『公益法人』10月号でも詳報したので、ご覧いただきたい。今回も同様の予定である。当法人の本応援基金に対する一連の情報公開と主旨を理解した会員より、当年度も700万円を頂戴している。

(2) 28年度税制改正と要望事項（金沢専務理事）

報告によると8月以降、内閣府、文科省や自民党税制調査会、同NPO等特別委員会、民主党政策調査会及び各党の議員と面談し、要望活動を行った。その成果として、28年度自民党税制改正大綱には、当方の税制改正要望成果が2つ盛り込まれた。一つは、PSTの軽減で、これは事業規模によって段階的な運用緩和が図られる。もう一つは奨学金の貸与事業に係る、奨学金借用証書の収入印紙であり、これまで学生一人当たり二千円程度の印紙税負担があったが、28年度から3年間は不要となる見込みである。下村文部科学大臣が日本育英会奨学金の第一号世代であり、本件に大きな理解を示したことが大きかった。ただし、当該期間は3年間であり、2年後には措置延長の申請要望を行う必要がある。新年度には税額控除申請に係るものその他、貸与型の奨学事業を行う団体を対象とした上記印紙税に関するセミナーの開催を企画している、とのことであった。

税制に関連して、次の質疑応答があった。

(轟木評議員) 『公益法人』誌1月号に掲載されたふるさと納税に関してだが、現物の受取りに加えて、税額控除もある。課税の在り方について、当局は検討を行っているか。

(太田理事長) ふるさと納税は、民間組織への寄付をクラウディングアウトしてしまうのではないかとの懸念をもっている。

(轟木評議員) 現実には、ふるさと納税の方が得になるのではなかろうか。そちらに寄附する方が増えているのではないかと、私も個人的にはクラウディングアウトの懸念を持っている。

(3) 社会福祉法人の運営に係る東京都委託事業（金沢専務理事）

報告によると、同事業は東京都の委託（都内の社会福祉法人1,100に対する制度改革のテキスト作成、セミナーの開催等）となる予定である。(1)の説明と重複するが、社会福祉法の改正はすでに衆議院を通過しておりほぼ本決まり。社会福祉法人は小規模法人（単一施設を運営）、同族運営が多く、また、評議員を設置している法人も評議員が理事を兼職しているなどガバナンス面で問題が多い。東京都以外でも、現在数県から同様の要請があるが、各地の社会福祉協議会はこうした分野の支援はしておらず、むしろ協力を依頼する協議会が多く、当協会と本事業がバックティングすることはない。社会福祉法人は統一基準として、新会計基準を平成27年度予算から導入しているが、ガバナンスは立ち遅れている。今後は、全国1万9千の社会福祉法人に対する相談、テキストの作成、セミナーの開催依頼を受けるべく働きかける、との説明であった。

(4) JWLI国際会議業務受託に関する契約（太田理事長）

報告によると、(1)でも質疑があったFFFの委託を受け、本年10月、東京で日本女性の社

会進出に関する国際会議の開催を予定しており、300名ほどの参加を見込んでいる。本事業の受託については、12月に開催した理事会で承認を受けたものだが、JWL Iとは「日本女性のリーダーシップイニシアティブ（Japanese Women Leadership Initiative）」のこと、この企画は、FFFが日本の非営利組織に勤務する女性が米国で一ヶ月間研修するJWL Iプログラムの開始10周年を記念して企画されたもの。非営利セクター、社会的企業の分野における女性のリーダーシップ創出を目的に日米における実情、課題等を学ぶ。当協会の主な受託業務は、準備委員会の組成と主宰、日本側登壇者に関する助言・交渉、会議の広報、集客活動、会議当日のロジスティック全般など。受託費は報告(1)で述べた。評議員の皆様にもぜひご参加、ご協力をいただきたいとのことであった。

(5) 「(一財)非営利組織評価センター」の設立等 (太田理事長)

報告によると、同センターは非営利法人の事業評価ではなく、組織評価を行うもので、①組織ミッションと事業、②組織統治・運営、③コンプライアンス、④透明性、⑤事務局マネジメントの5つの視点から評価し、ホワイトリストとして情報公開する。行政からの期待も高い。法人としてはこの4月1日に設立登記を行う予定であり、また、事業費は2015年度～2019年度については日本財団の支援及び被評価団体から徴収する評価料で賄う予定である。事務所はすでに開設しており、今後のご支援・ご協力をお願いしたい、とのことであった。

(6) C A P S 委託事業『The Silver Lining（さわやか福祉財団）』 (太田理事長)

報告によると平成26年度、香港の米国系非営利団体C A P S から依頼を受けて「エクセレントNPOケーススタディ」に関する調査を行った。調査対象は、高齢者のためのボランティア組織である(公財)さわやか福祉財団であり、その調査結果報告はC A P S のWebサイトにて英文版が公開されているが、本日お配りした『The Silver Lining（希望の光を掲げる）』は、日本語対訳をつけた小冊子である、とのことであった。

(7) 東アジア市民社会フォーラム事務局の引受 (鈴木専務理事)

報告によると、同フォーラムは日中韓が民間ベースで非営利活動の話し合いの場を持つために、JICAの援助を受けて毎年、持ち回りで開催している交流会である。すでに2回りし、第7回目は本年11月16日～18日に東京で開催する。これまで青木利元氏が主催する任意団体ジブリが事務局を担当してきたが、規模が拡大するにつれ対応が難しくなり、また、JICAの助成も受けにくくなってきた。山岡理事の要請もあり、今後は当協会が日本サイドの事務局を担当するが、資金調達はトヨタ財団等に助成を打診している。今回の東京大会については、ぜひ皆さんのが参加をお願いしたい、とのことであった。

(8) 日本ライフ協会、日本ポニーベースボール協会に対する内閣府認定取消勧告 (鈴木専務理事)

報告によると、これまでに公益認定取消処分となった7件のうち、4件が自主返上、3件が行政庁の勧告によるものである。自主返上した法人の一つ、公益社団法人であった青年会議所にメールで問い合わせをしたところ、その理由として、①財務三基準の一つである公益目的事業比率を確保するため、資産を取り崩して特定の公益目的事業ばかり行った結果、本来の青年会議所の活動ができなくなったこと、②当初の認定申請のみならず、その後の定期提出書類作成に係る労力負担を挙げた。この辺り、当局宛てに対応の改善、②に係る法人が

行う作業の簡素化に係る対応を要望したい。日本ライフ協会に関しては、会員から預かった資金を他の事業に充当したり、理事長が関係するNPO法人に貸し付けているのではないかとの疑惑が以前からあり、行政庁である内閣府は度々報告要請を行った経緯がある。その後、預託金を返済する能力を失い、債務超過に陥ったことから、内閣府が公益認定取消の勧告をし、やがて同協会は大阪地裁に、民事再生手続申請を提出した。1月15日の第1回勧告の後、公益法人協会は、本件については弁解の余地はないが、これを機会に当局からの締め付けが強くならないよう要望する旨のステートメントを発表した。今後は公益法人自身が自ら襟を正すことがより求められることから、アドボカシーとして、このテーマにより法人の自律を促すセミナーを開催したいと考えている。また、日本ボニーベースボール協会に関しては同好団体であるとの印象を受けるが、同好団体であっても公益法人であれば規律を守る必要がある。勧告文によれば、内情は法令並びに規律違反のオンパレードのような状況であり、①社員総会を4年開いていない、②特定の理事を退任したことに対するべく議事録を偽造して変更登記するなどの行為を行っている。内閣府は、一罰百戒で認定取消勧告をすることになったかと推測される。以上であった。

(9) 平成26年度決算過誤に係る処分（太田理事長、谷村監事）

昨年の定時評議員会で小西恵一郎評議員から指摘された、平成26年度財務諸表に記載されている財産目録や附属明細書の数値に誤りがあったことのその後の対応について、太田理事長が理事長本人（減俸20%1カ月）、担当役員（減俸10%1カ月）及び職員（訓戒・始末書提出）に対して課した処分を説明、また、監事の対応について谷村監事より報告があった。報告によると、6月24日定時評議員会における小西恵一郎評議員からの指摘を受け、7月24日に監事会を開催し、事実確認、問題発生の経緯、各監事の意見、今後の対応について話し合い、議事録を作成した。また、数値ミスが見つかったのが評議員会であり、情報公開される前の指摘であったことは有難かったと思っている。今後の監査の在り方については、予備監査及び同日に監事全員による監査を行い、内容をよく確認すること、また監事監査全般について業務、財務の内容をよく確認したうえで、会計責任者・会計担当者への注意喚起を十分に行うことを監事間で確認した、とのことであった。

(10) 平成26年度剰余金の特定費用準備資金積立て（太田理事長）

報告によると、26年度公益目的事業の黒字である815万余円を特定費用準備資金とすることについては9月下旬の通常理事会で決議したが、その詳細については12月9日に開催した理事会で改めて承認を受けた。同資金の名称は「財政基盤安定化基金」であり、「カミング10プロジェクト」委員会報告書でも脆弱な財務体質の解消が課題と指摘されていたが、事業費の拡大やニーズの変化に伴う経常損失に備えた資金の積立ては不可欠である。したがって、安定的かつ持続的な事業水準を確保するため、認定法施行規則第18条に規定する特定費用準備資金とし、具体的には当協会「特定費用準備資金等取扱規則」に基づき、要綱を定めて12月中に積み立てた、とのことであった。

(11) 平成27年度入退会の状況（太田理事長）

27年度は今のところ入会が退会をかなり上回っているが、例年、退会は年度末に集中する

傾向がある。中期計画の年間純増30件には及ばないかも知れないが、昨年度に続き、27年度も十数件程度の純増を見込んでいる、との報告があった。

(12) その他報告(太田理事長)

- ① 公益信託法改正に関するアンケート
- ② 日本NPO学会賞(『英国チャリティーその変容と日本への示唆』他の受賞)
- ③ 内閣府公益法人会計基準検討会報告書に関するパブリックコメント
- ④ 河野担当大臣の記者会見
- ⑤ 遺贈に関するNGO公開シンポジウム(2/25、外務省主催・(公財)オイスカ実施)
上記項目のうち①について、理事長より出席者へ回答の依頼があった。また、④については、河野太郎大臣が閣議後の会見にて「公益法人からの収支相償、事業変更に関する要望を受け是正を指示した」旨の談話があった、とのことであった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時10分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成28年3月30日

議長

高橋 陽子

議事録署名人

高橋 洋

議事録署名人

茶野 順子

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文

総務部 松野亜希子